

回 答 書

1 / 1 ページ

質問内容	本業務の建築物は105㎡×2棟の新築であるので、設計費は仕様書最後尾の表での算定ではなく（国土交通省設計業務等積算要領1）となるのではないのでしょうか？ ※（国土交通省設計業務等積算要領2）の場合 （質問受付：令和7年6月3日）
回答内容	本業務の建築物は型式適合認定品を想定しており、各データ等がメーカーより提供される想定です。 業務は主に確認申請、電気改修工事となることから、国土交通省設計業務等積算要領2で算出しています。 （質問回答：令和7年6月5日）
質問内容	業務に関する参考資料の建築欄備考欄に、 CADデータ等提供できない図面が7枚表記されているが 対象外業務率が中又は低に表記され直接人件費が減額されていると思われます。 （質問受付：令和7年6月3日）
回答内容	本業務の建築物は型式適合認定品を想定しており、ご指摘の図面はメーカーより提供されるものとして算定しています。 （質問回答：令和7年6月5日）
質問内容	構造計算は今業務に含まれますか （質問受付：令和7年6月3日）
回答内容	本業務の建築物は型式適合認定品を想定しており、構造計算に関するデータはメーカーより提供されるものとして算定しています。 （質問回答：令和7年6月5日）